

令和7年第1回東秩父村議会定例会一般質問一覧表

令和7年3月6日開会

番号	質問議員	質 問 事 項	答 弁 者	頁
1	栗島 廣行	1 村政の諸課題に関する件について	税務会計課長 産業観光課長 建設課長 総務課長 住民福祉課長 教育委員会事務局長 保健衛生課長	1
2	吉田 圭子	1 NPO法人ふれあいやまびこ会の利用について	企画財政課長 村長	4

一般質問発言通告一覧表

令和 7 年 3 月 6 日第 1 回東秩父村議会定例会

発言番号 1	議席番号 1 栗 島 廣 行	
質問事項 1 村政の諸課題に関する件について	質問の相手	
質問の要旨 今回は、議員任期の最終定例会にあたりますので村政の諸課題について一般質問を行います。 令和 3 年 6 月定例会から令和 6 年 1 2 月定例会に掛けて種々質問を行ってきましたが、今回は村政全般について一般質問を行います。過去の質問と重複するところもありますがご容赦願いたいと思います。 (1) 最初に歳出予算の支出手続きですが、一般会計、特別会計、公営企業会計の支払を一つの口座で行っていると聞きましたが事実でしょうか。もし事実であれば、会計独立の原則から問題があると思います。特別会計や公営企業会計を設置した趣旨は何だったのでしょうか。口座は、各会計ごとに作成してあるはずですが、各会計ごとの口座から支払できない原因は何処にありますか。 (2) 彫刻の森事業について伺います。彫刻の森事業については、平成の初め頃、和紙の里に隣接する山林を買収して整備したことと思います。整備費は、どのくらい掛かったのか項目別に答弁願います。現在の状況を見ますと遊歩道のため架けた木橋は朽ちた状態で何年も放置されています。日除けを作る棚も放置されたままです。樹木の手入れもなされないまま長年放置されています。このままだと景観も非常に悪く観光イメージの低下を招きます。何故こうなったか答弁を求めます。今後の整備、維持、管理について具体的方策があれば答弁願います。 (3) 指定管理者制度について伺います。和紙の里体験工房は、最近使用が少ないように感じますが、使用状況はどうなっていますか。指定管理料はいかほどでしょうか。事業計画を綿密に作成し、利用効率を上げなければならないと思いますが、どのように考えるのか答弁を求めます。 (4) 道路占用許可等について伺います。地籍調査事業も安戸地区は完了し、御堂地区も着実に事業が進んでいると思います。道路占用許可等については、官民の境界が明確になっていないため電柱等の許可漏れがあったと思われます。昨年、許可漏れがあるのではないかと指摘して、地籍調査事業完了地区の調査をお願いしました。その調査結果について、種目別及び増額分の道路占用料について答弁を求めます。 (5) 公営企業について伺います。水道事業、合併浄化槽設置管理事業は、令和 4 年度から地方公営企業法を適用して運営しています。令和 4 年度、令和 5 年度においては、地方公営企業法を適用したのは名ばかりで依然と同様一般会計からの繰り入れで事業の損失を補填していました。		税務会計課長 産業観光課長 産業観光課長 建設課長 建設課長

令和6年度は補助金交付要綱を作り、地方公営企業法第17条の3に基づく補助を行っていますが、法の趣旨に合っていない内容になっていると思います。水道事業、合併浄化槽設置管理事業で生じた赤字を一般会計で補填しているだけで事業の改善効果が見えません。東秩父村においては、地方公営企業法を適用するのは時期尚早であった感じがします。これらについて事業課の見解を伺います。	
(6) 平成12年から地方分権一括法に基づき法定外公共物が地方公共団体の申請により、国から譲与されることになり東秩父村も国から譲与を受けた法定外公共物の大部分が、登記未了になっていると思います。東秩父村の名義に登記する目標というか計画について村の見解を伺います。	建設課長
(7) 消防行政について伺います。消防行政の効率化を図るため昭和46年に一部事務組合小川地区消防組合を組織しました。平成4年には更なる広域化を図るため比企広域市町村圏組合に糾合化してきました。こうした中で附属機関である東秩父村消防審議会が東秩父村に設置されています。消防行政は既に比企広域市町村圏組合に移管されています。東秩父村消防審議会設置目的は何処にあるのでしょうか。村長には、消防行政を執行する権限はなくなっていると思いますがいかがでしょうか。答弁を求めます。	総務課長
(8) 行政区長等の報償費について伺います。令和2年から地方公務員法の改正に伴い従来の区長等が非常勤特別職から民間人になったことにより報酬制度がなくなり謝礼的意味を持つ報償費になりました。報償費の積算方法について伺います。また、支払いは、実績に基づいて支払われているか伺います。区長代理にも報償費が支払われていますが、村では区長代理に個別に仕事を依頼しているのでしょうか。区長代理は、区長が何らかの都合により村から依頼された仕事ができない場合、区長に代わって仕事を行うことと思います。であるから区長に支払う報償費を区長代理に支払えば済むことです。区長代理に支払う報償費は不用と考えますがいかがでしょうか。	総務課長
(9) 衛生委員等の報償費について伺います。衛生委員等も区長等と同様、非常勤特別職から民間人になりました。衛生委員に年間6万円の報償費が支払われていると思いますが、村では衛生委員にどのような仕事を依頼していますか。6万円に見合う仕事なののでしょうか、答弁願います。	保健衛生課長
(10) 行政財産の使用許可について伺います。最近、和紙の里駐車場にEV自動車用急速充電器が設置されました。内容を確認したところ一般株式会社の申請により行政財産の使用を許可したようです。行政財産の使用許可については、申請理由に問題なければ許可もやむを得ないと思いますが、使用料免除とはいかがなものでしょうか。申請企業は、一般民間企業であり営利を目的とする企業です。使用料免除とした事由は、何でしょうか。具体的に答弁願います。また、免除がなければ本件の使用料は、いかほどか答弁願います。	総務課長
(11) 固定資産税の賦課について伺います。村内各地に自治会持ちと思わ	税務会計課長

れる集会所がありますが、固定資産の評価はどのように算定していますか。土地は、宅地課税されているのでしょうか。答弁願います。	
(1 2) 保育所使用料について伺います。保育所を利用している子供から保育料を徴収していると思いますが、昨今の少子化、人口減少問題に対応するため東秩父村に在住し、城山保育園に入所している子供の保育料を無料にする考えがあるのでしょうか。子供に優しいイメージを上げ、子育て人口を増やすことを考えてみてはいかがでしょうか。	住民福祉課長
(1 3) 図書館事業について伺います。東秩父村図書館の蔵書は、どのくらいありますか。蔵書購入予算は年間どのくらいありますか。蔵書数は、県内市町村図書館と比較して多い方から何番目になりますか。今般、新庁舎建設に当たり図書館も立派なものになります。この機会に新刊本を含む蔵書本の購入予算を年間300万円程度に増額して文庫新刊本等の購入を増やす考えはないのでしょうか。購読ランキングにある新刊の文庫本も増やしていただきたいと思います。	教育委員会事務局長
議会は、図書室を附置することになっていますが、現状議会事務局室の片隅に置かれています。今後立派な図書館ができますので図書館に併設する形で図書館の書架を借りて議会図書を置くことはできないでしょうか。つまり図書館に議会図書室を併設することです。教育委員会の見解を伺います。	
(1 4) 教育予算について伺います。小学校入学時のこどもを持つ保護者においては、何かと出費が多いことと思います。教育委員会では、小学校入学時保護者が負担する費用がどのくらいか解りますか。教育に掛かる保護者の負担を低減するための施策は考えられないのでしょうか。教育に優しい村をアピールし、若年人口の流失を減らし人口維持に努める必要があります。	教育委員会事務局長
(1 5) 地方自治法の一部を改正する法律が施行されたため、東秩父村監査委員に関する条例に条ずれが生じていると思いますが、条例改正案がまだ出てきていません。地方自治法との整合性を取る必要があると思いますが見解を伺います。	総務課長
(1 6) 家庭ごみの収集は、東秩父村で行っていると思いますが、ごみ集積所の設置及び管理はどうなっていますか。ごみ集積所の設置及び管理は、原則村で行うべきですが現状はどうなっていますか。また、自治会に加入していない家庭が発生した場合は、村で責任を持って収集できる方策があるか答弁願います。	保健衛生課長
(1 7) 東秩父村では、東秩父村委託業務等に係る災害補償に関する規程を定めています。補償の内容は、療養補償、休業補償、葬祭補償、傷害補償、介護補償、遺族補償です。補償される金額は、療養に要する自己負担金から最高1千万円までとなっています。最高1千万円まで補償する内容の規定が、住民の代表である議会が関与しない規程で定められてよいのでしょうか。村の見解を伺います。また、私の知る限りでは、予算措置もされていません。補償案件が発生した場合、どのように対処する	総務課長

考えですか、見解を伺います。 (18) 新庁舎建設関連について伺います。新庁舎建設設計の資料を見ますと、EV自動車用急速充電器とEV自動車用普通充電器の記載がある図面がありますが、図面に記載されている理由について答弁を求めます。EV自動車用充電器の設置主体はどこですか。設置する費用及び管理費用はどう見込んでいますか。採算が取れるのか疑問に思います。設置について再考することを求め、村の見解を伺います。過去の利用状況についても併せて答弁を求めます。	総務課長
--	------

発言番号2 議席番号3 吉田圭子	
質問事項1 NPO法人ふれあいやまびこ会の利用について	質問の相手
質問の要旨 第6次東秩父村総合振興計画によると「村内における公共交通機関は、小川町駅と寄居駅へ乗り入れている路線バスと、NPO法人ふれあいやまびこ会により運営されている空白地有償運送が運行しています。公共交通は、通学、通勤や通院などの日常生活における移動や観光スポットへのアクセス手段としても重要な役割を果たしています。」とあります。令和5年度にはふれあいやまびこ会事務所を和紙の里前に移転し路線バスと空白地有償運送の連携強化や利便性の促進が図られました。また、令和6年12月には「ふれあいやまびこ会について住民アンケート調査」が行われました。村民からは「ふれあいやまびこ会」の拡充に期待する声をきいています。 そこで以下について質問します。 (1) 「ふれあいやまびこ会」の利用について、①運行時間、②運行範囲、③利用対象者、④料金、⑤子供の利用について伺います。 (2) 「やまびこおかえり便」では高校生の利用があるようですが、中学生以下の子供の利用はありますか。 (3) 利用対象者である観光客の利用実績がないようですが、これまで利用案内や宣伝は行っていますか。また、今後の観光客の利用に向けた計画はありますか。 (4) やまびこ会運転士を募集していますが、どのようなシステムで業務を行うのですか。 (5) 村長就任挨拶訓示の中で「高齢化対策では今後運転免許証返納者の増加による、買物通院の足の確保では、有償運送ふれあいやまびこ会の土日稼働ははじめ需要を調査しつつ拡充を図っていきたい。」とありました。今回15歳以上の年齢の方を対象としたアンケート調査も行われました。現在まで中学生の部活動において週末に村外で活動がある場合、路線バスの運行がない時間のため保護者による送迎が行われています。保護者が送迎できない場合、保護者同士の協力で子供が参加できている場合もありますが、部活動に参加できないという実態もあります。公共交	企画財政課長 企画財政課長 企画財政課長 企画財政課長 村長

通につきましては様々な需要があると思いますが今後の「ふれあいやま びこ会」の拡充についてあらためて村長のお考えを伺います。	
--	--